

外部評価報告書  
(2011年度実施)

学習院大学法科大学院

# 目次

外部評価報告書の公表にあたって	.....	
外部評価委員名簿	.....	
外部評価スケジュール	.....	
＜評価報告書＞		
総合評価	.....	
各委員の評価	泉 徳治	.....
	佐藤 幸治	.....
	片山 典之	.....
外部評価を受けて	.....	

## 外部評価報告書の公表にあたって

学習院大学専門職大学院法務研究科（以下「本法科大学院」という。）は、2011年度に、いわゆる外部評価を実施した。この外部評価は、2010年度の本法科大学院の活動を対象として2011年1月にまとめられた「2010年度学習院大学法科大学院自己評価書」に基づき、3名の外部有識者に委託して行われたものである。本法科大学院においては、自己点検・評価委員会を中心として、日常的に、改善を要すると思われる点の洗い出しに努め、即応可能な事柄についてはその都度改善を図るようにしているが、本格的な自己点検・評価作業は、5年に一度の法科大学院認証評価に合わせて、その前に実施し、その結果を「学習院大学法科大学院自己評価書」として冊子にまとめるとともに、本学のホームページに掲載することとしている。

司法制度改革の一環として法曹養成のあり方が抜本的に見直されることとなり、法科大学院が法曹養成に特化した高度な法学専門教育を行う機関として設立されて以来、8年が経過しようとしている。法科大学院を中核とするこの新しい法曹養成のあり方をめぐっては、昨今、それが必ずしも当初の期待どおりの機能を果たしていないのではないかと疑問や批判が寄せられ、各法科大学院の内実が司法制度改革の理念に即した適切なものとなっているかどうか、改めてその真価が問われる事態となっている。私たち法科大学院教育に携わる者は、国民のための司法を担う質の高い法曹を養成するために何が求められているのかを絶えず反省し、教育の質の改善に取り組む必要がある。この外部評価報告書は、本法科大学院の特色と優れた点はどこにあるか、また、改善を要する点は何か、を具体的に指摘している。今後の本法科大学院の改善への取り組みにあたって貴重な指標となるべきものである。

ご多用中にもかかわらず、本法科大学院の外部評価委員をお引き受けいただき、自己評価書の分析・調査と訪問調査、さらには外部評価報告書の執筆に貴重な時間と労力を割いてくださった3名の外部評価委員の方々に衷心より感謝の意を表する次第である。

2012年3月

法務研究科長 野坂 泰司

## 外部評価委員名簿

委員長	泉 徳治	弁護士（元最高裁判所判事）
委員	佐藤幸治	京都大学名誉教授
委員	片山典之	弁護士

## 2011年度 外部評価訪問調査日程

2011年10月24日(月)13:00～17:00

### スケジュール

時間	内容	場所
13:00～13:30	外部評価委員打ち合わせ	中央教育研究棟 11階小会議室
13:40～14:40	教員との面談	中央教育研究棟 11階多目的室
14:50～15:50	授業参観/「民法入門4」能見善久教授 施設見学/模擬法廷教室 授業参観/「労働法演習」橋本陽子教授 施設見学/自習室 施設見学/法経図書センター	西2号館502教室  中央教育研究棟 10階1009号室
16:00～16:40	学生との面談	中央教育研究棟 11階多目的室
16:45～17:00	結果説明・意見聴取等	

外部評価委員長 泉 徳 治  
外部評価委員 佐 藤 幸 治  
外部評価委員 片 山 典 之

## 外部評価報告書（総合評価）

### 第一 はじめに

今回の外部評価は、我々外部評価委員三名が、あらかじめ本法科大学院にかかる「法科大学院案内 2012」、「平成 23 年度（2011 年度）法科大学院履修要覧 法科大学院シラバス」のほか、「2010 年度 学習院大学法科大学院自己評価書」を閲覧・検討した上、2011 年 10 月 24 日午後には教員・学生との面談、授業参観、施設見学等を行うことにより実施した。

このように、今回の外部評価は、比較的短時間のうちに実施したものであり、その実施内容は必ずしも十分なものではない。したがって、我々外部評価委員は、上記の資料や訪問調査によって認識した事実に誤りがないことを前提として、学習院大学法科大学院（以下「本法科大学院」という。）の教育研究活動の状況につき、意見を述べていることにご留意いただきたい。

### 第二 本法科大学院の特色

本法科大学院の理念及び目的は、「2010 年度 学習院大学法科大学院自己評価書」に記載されているように、適切なものである。

本法科大学院は、その理念、目的を達成するために、第 1 学年の定員を 15 名（法学未修者）、第 2 学年、第 3 学年の定員を各 65 名（法学既修者 50 名、法学未修者 15 名）とする小規模校として発足し、平成 22 年度以降は、法学未修者 15 名程度、法学既修者 35 名程度となっている。

本法科大学院は、このような小規模校の特徴を十分に活かし、充実した法曹養成教育を行っている。特に、「起案等指導」は非常にユニークなものであり、法律実務家に欠かせない文書作成能力、法的思考力、表現力などを向上させる内容の重要な科目として評価される。

指導体制は概ね適正に確立している上、教授陣も相当程度充実しており、学生に対する指導教育の熱意も感じられる。

入学者選抜、成績評価及び修了認定なども適切に行われ、施設・設備や環境にも恵まれている。

本法科大学院は、上記の理念及び目的に鑑みて、少人数教育のメリットを活かし、オーソドックスな指導方針で、きめ細かな教育を行っているということが出来る。

惜しむらくは、数字に現れたこれまでの新司法試験の結果（合格実績）が、教育の充実度に比して、必ずしも満足するレベルに達していないのではないかという点である。この点に

については、大きな背景として、2010年頃には新司法試験合格者数3,000人という目標（閣議決定）が達成されていないこと、法科大学院数が多すぎるのではないかと思われる状態となっていること、また、新司法試験の内容が新しい法曹養成制度に真にふさわしいものとなっているか検討の余地があることなどの事情がある。こうした事情は、新司法試験の合格率の低さや法曹資格取得者の「就職」の難しさを強調しがちなメディアの影響も加わって、法曹という職業に対する魅力を薄れさせ、法科大学院志望者の数の減少という事態を招来し、特に小規模校に不利に厳しく作用しているものと考えられる。このような事態は、小規模ながら少人数教育の長所を活かそうとして創立された本法科大学院にとっても、決して良き環境ではない。本法科大学院だけで対処困難な問題もあるが、充実した教授陣を擁し、学生にとって評価すべき学習環境を有する本法科大学院がその長所を活かすようねばり強く創意工夫を重ねるならば、必ずより良き成果を生むものと信じ、かつ強く期待するものである。

その際まず注目されるのは、先にも触れた「起案等指導」である。この科目は、1クラスあたりの学生を5～6名程度として徹底した少人数教育を行うとするもので、実績のある教授陣が存在しかつ小規模校にしてはじめて実現可能なものである。本科目は、学生の各種科目の履修を根底的なところで有機的に連結させ、本法科大学院の教育理念を凝集して積極的に実践する場として、今後さらに彫琢していくなれば、本法科大学院の存在理由を支える核となるのではないかとさえ思われる。

法科大学院一般を取りまく厳しい環境の中で、教員の充実と学生の学習環境の整備を不断に進めていくことが重要であることはいうまでもないが、そのためには大学全体の理解と協力を得ることが不可欠であり、そうした観点から本法科大学院の事務局体制のあり方についてさらなる工夫が必要ではないかとの印象をもつ。また、上述のような厳しい環境の中で懸命に努力し、小規模校として健闘していると評価しうる本法科大学院は、法科大学院として既に達成している実績と今後のさらなる可能性について、「外」に向かって積極的に発信し、司法改革における法科大学院の意義についての国民の理解の増進に寄与されんことを期待したい。

なお、成績評価などについては概ね適正なことは既に指摘したが、ここで具体的な問題として1点だけあげれば、必修科目につき1科目でも不可の評価を得れば再履修をとるのはやや厳格にすぎはしないかという点を指摘しておきたい。

### 第三 まとめ

本法科大学院の教育研究活動の現状については、概ね良好・適正と認められ、大きな問題があるとは認められなかった。

そして、本法科大学院は、今後、各外部評価委員の個別評価における指摘事項にも適切な配慮をすることにより、より一層質の高い優れた法曹を多数輩出されんことを強く期待したい。

以上

## 外部評価報告書

外部評価委員 泉 徳治  
弁護士

### 1 はじめに

本院のシラバス等の資料、授業参観、学生との面談、教員との意見交換及び施設見学を基礎として、2010年度学習院大学法科大学院自己評価書(以下「自己評価書」という。)の記述に沿って意見を述べることとする。

### 2 本院の理念及び目的

(1) 自己評価書が述べる本院の理念及び目的自体には、全く問題がない。

(2) ところで、本院の2011年度司法試験合格者は、受験者80人中18名で、合格率は22.5%であった。自己評価書は、本院出身者の2010年度の合格率が20.2%であったことについて、この結果は決して満足すべきものではないとしつつ、「本院が質の高い法曹養成という法科大学院の理念・目的に忠実な運営を心がけてきたことはたしかであり、その基本を崩すべきではないというのが本院内部の一致した見方である。」とする。本院の理念・目標を変更すべきでないというのは、そのとおりであろう。ただし、本院の理念・目標も、司法試験法が謳っている司法試験の目的も基本的に同じものであり、本院は法曹を養成するための専門職大学院であって、学生も法曹になるために入学しているのであるから、本院の司法試験の合格率が約22%にとどまったことについては、入学者の資質に問題がないか(換言すると、入学者の選抜方法に問題がないか)、教育方法に問題がないかの両面からの検証を怠るべきでない。本院は、この検証を行ってきているとのことであるが、今後とも組織的な検証を継続すべきであろう。

(3) なお、上記の検証の過程で、司法試験の方に、司法試験法や法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(以下「連携法」という。)で定める理念にもとる部分が浮かび上がってきた場合は、その改善を法科大学院認証・評価機関に積極的に提言するのがよいと考える。司法試験は依然として細かな法的知識を問う傾向にあるとの指摘も耳にするが、法科大学院認証・評価機関は、法科大学院の現場を広く知る立場から、法務省司法試験委員会に対しても、司法試験の出題の適否について発言して行くことが望まれる。

### 3 教育の内容及び方法

(1) 本院の教員構成は、法科大学院専任教員15人(うち実務家教員5人)と、法学部法学科教員19人(うち実務家教員2人)であるが、実績のある教授がそろっており、入学者も約50人と少数であって、双方向・多方向性を持った少人数教育が実現している。

特に、「起案等指導」は、5～6名程度の少人数の授業科目であり、個別的な指導を中心とするもので、大いに評価されてよいと思う。法的分析力、法的思考力、法的表現力を少人数によるワークショップ方式の授業で鍛えていくことが期待される。「リーガル・マインド・スキル・トレーニング」、「リーガル・リサーチ・ライティング」、「案件解決ワークショップ」とも呼ぶべきものである。

その他、教育の内容及び方法に関する自己評価書の記載には、特に問題がないと考える。



(2) 法科大学院における教育は、その範囲が広いから、学生の個人的な勉強（予習・復習）が重要な位置を占める。法科大学院では、学生が基礎的な知識については自習を十分行っていることを前提に、学生の理解を助け、知識に肉付けをし、応用力を付ける授業を行うべきである。学生の自習を抜きにして法科大学院の教育を語ることはできないのであるから、学生の自習に関するアドバイスが重要である。本院は、この点に関しても適切なアドバイスを行っており、図書館には各教授が推奨する文献が配架されていた。更には例えば、未修者に対して、入学前に有斐閣Sシリーズなどの入門書を通読しておくよう指導してはどうか。また、入学前に浜辺陽一郎「法科大学院で何を学び、司法試験をどう突破するか」法学書院（書名から連想される受験参考書ではなく、法科大学院生用のガイダンス・ブックとして好適である。）などを読むように薦めてはどうか。

(3) 我々の大学時代は、大教室で抽象的な法理論を断片的に教えられただけで、学生が法律学を体で理解することが困難であったように思う。司法研修所に入所してから、法廷を見学し、事件記録に沿って要件事実、立証責任等を学ぶことによって、はじめて訴訟法等の輪郭がつかめたような気がした。法科大学院でも、学生には入学前に民事法廷、刑事法廷を見学しておくようにアドバイスしてはどうか。不動産登記簿、小切手、約束手形、以前の株券等を手に取らせながら、物権法、手形法、会社法等の講義をするのが効果的であろう。具体的なイメージを描けないままに、抽象的な理論を教えられても、なかなか身に付かないものである。法科大学院では、判例百選等を教材にすることが多いようであるが、法学理論に具体的イメージを与える手段として、判例百選等は有効であろう。ただし、判例百選に出てくる沢山の判例を覚え込ませようとする、学生の知識がばらばらなものとなり、消化不良になることが懸念される。学生に対し、基本的科目についての基礎的知識・理論を体系的に植え付けるということも、法科大学院には必要である。

(4) 千葉大学法科大学院の司法試験合格率は、2010年度43.4%、2011年度39.2%と比較的高く、注目される。基本的には学生の資質の問題であるのかも知れないが、千葉大学では、シンプルでわかりやすい科目構成にして、基本を鍛えることが応用力を付ける近道であるという考えから、2年次でも公法系、民事法系、刑事法系の基本的実定法科目を履修させ、「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」では、実際の裁判記録を元に作られた教材を使い、裁判の流れに沿いつつ、裁判官が法を適用していく場面を追体験させているという。同法科大学院のカリキュラムを研究してみる価値がありそうである。

(5) ところで、新司法試験合格者で、司法研修所における考試（いわゆる2回試験）で不可とされ、落第するものが、毎年数十人という驚くべき人数になっている。最高裁事務総局平成20年7月15日付け「新第60期司法修習生考試における不可答案の概要」は、「不可答案は、いずれの科目についても、民法、刑法等の基本法における基礎的な事項についての論理的・体系的な理解が不足していることから、これらの理解を前提とした事案に即した具体的分析、検討ができていなかったり、事実認定の基本的かつ汎用的な思考が身につけていないことが明らかなものであった。」と述べている。

「基本法における基礎的な事項の論理的・体系的な理解の不足」の指摘を受けて、法科大学院のカリキュラムを見直してみると、本校を含め、判例などの事例研究に重点が置かれている。そのために、法律知識が断片的になって、基本法の基礎的な知識を体系的にマスターすることに不足が生じているのかも知れない。本院の学生の中にも、民法の授業時間を増やしてほしいと要望する者もいた。個々の学生が基本法の基礎的な知識・理論をどの程度体系的に修得しているかを見極めながら、その知識・理論に肉付け・広がりを与え、間隙を埋めていくことが必要であると考え。既修者にしても、判例や応用事例が根付くべき幹の部分が意外と育っておらず、知識がばらばらになっているのかも知れない。現在のカリキュラムを変更するまでの必要はなかろうが、最高裁事務局の上記指摘について、学生に注意を喚起して、自習を促すべきであろう。

「事実認定の基本的かつ汎用的な思考の欠如」の指摘についていえば、事実認定能力の養成は司法修習で行うべきことかも知れないが、裁判上の紛争は、もっともしばしば、法でなく事実に関して起こる。法律家にとって一番重要なのは事実認定能力・事実探知能力である。法科大学院でも今少し事実認定の重要性を教育してもよいのではないか。誤判事例を2、3取り上げて議論する機会があってもよいように思われる。現在の司法研修所教育の基礎を築いた田辺公二氏は、「事実認定の研究と訓練」244頁において、事実認定の教育に当たって重点を置くべきことにつき、「① 裁判上の事実認定が多く誤謬の危険にさらされており、かつその誤謬の結果がきわめて重大であることを強く印象づけること、② 事実の判断における精密な推理思考の習慣を植え付け、不注意な見落としや忘却を防ぐ技術を教えること、③ 将来実務に従事した場合、この問題に対する研究心を常に持つよう、よい刺激を与え、同時に今後集積される事実認定についての実務上の経験を分類整理して、自ら実証的な研究をなし得るような基礎と技術を与えること、④ 事実認定の問題について参照すべき文献資料（外国の資料を含む）調査の方法などを示すこと、⑤ 現行の訴訟制度における事実発見の機構、現在の裁判官の任用ないし訓練の制度等の現行制度について、批判的かつ建設的に評価する態度と、これに必要な理論的基礎とを与えること」と述べている。田辺公二氏が指摘する諸点は、法科大学院でも触れてもらいたいと思う。

(6) 連携法が求める「国際的な素養」を備えた法曹を養成するという観点からすると、本院は、授業科目として、国際法、国際私法、国際経済法、比較法、アメリカ法を設けており、一応問題がないように思われる。これらの科目の中で、国際人権法も教えてほしいと思う。学生に対し、法科大学院在学中に米国連邦最高裁や欧州人権裁判所の判例を短時間でも継続的に接する機会を与えることを考えてもよいのではないかとと思われる。外国法について学ぶことのメリットの一つは、日本人には異質な法的思考方法があることを知って、法的思考の幅を広げることであると思う。また、外国語にも接し続ける機会を提供してくれるというメリットもある。上記の授業科目に大いに期待したい。

### 3 成績評価及び終了認定

(1) 本院は、2009年度以降の入学者については、必修科目について1科目でも

不可の評価を得た場合やGPAが1.8に満たなかった場合には、再試験を認めず、進級・修了を認めずに履修を求めるといった厳格な要件を課している。また、成績評価の基準、成績分布が学生側に公表され、修了認定の審査が専任教授全員出席の法科大学院教授会でされている。このように、本院における単位修得、修了認定は厳格になされており、その客観性・透明性も適切に確保されている。

(2) ただ、法科大学院を修了しても、修了生の7割5分は司法試験ではじき飛ばされているという現状をそのままにして、1科目でも不可があれば進級を認めないというのは、法科大学院での滞留現象をいたずらに増やすだけのことであり、ただでさえ長い日本の法曹資格取得の道のりを更に伸ばすことになると思われる。進級を認めた上で、不可科目の履修を課する、あるいは再試験を認めるということも検討してよいのではないかと考える。アメリカのロースクールでも、最近では、進級不可の認定をしない傾向にあるという。

(3) 本院の2004年度から2008年度までの入学者で修了した者236名の進路は、司法試験合格者90名、一般企業等就職者9名、研究者29名、進路不明者108名である。修了者のかなりの部分が法曹に進めないという現実がある以上、就職指導（外国弁護士、企業法務部、弁理士、税理士、司法書士等への転進）も行う必要がある。ビジネス法務2011年5月号の「法科大学院生 企業就職への道」という特別企画なども上記就職指導の資料になろう。

(4) なお、弁護士資格取得者の就職等は本人の責任である。日弁連や弁護士就職支援企業「日本司法サービスセンター」等の支援に任せておけばよいと考える。

#### 4 入学者選抜

(1) 本院の2012年度の募集数は、既修者コースが35人、未修者コースが15人で、両コースの併願を認めている。理想をいえば、未修者コースは、法学未修者のみの募集にしてほしいところであるが、現在の法曹養成制度の状況では併願もやむを得ないであろう。

(2) 本院の2011年5月1日現在の1年生～3年生の在学者合計120人の中に占める社会人経験者は31名、法学部以外出身者は22名である。在学者中の法学未修者は、18%である。本来であれば、社会人経験者をもう少し増やし、法学未修者を3割程度にしたいものである。ただし、2009年度司法試験結果によると、全体の合格率（対受験者）が27.6%、未修者（非法学部出身者）の合格率（対受験者）が19.4%であるという。このような低い合格率から、非法学部出身者で法科大学院を目指す者が減少しているのであろう。この問題は、本院だけで解決できる問題ではない。

(3) 本院は、出願に際し語学能力に関する証明や各種公的資格等の証明書を任意に提出することを認めるとともに、資格や職業上の経験等を入学者選抜に反映させている。この点は、大いに評価されるべきである。これらの証明は、積極的に提出することを求め、優先して入学させるのがよいと考える。

(4) 本院は、教員組織に問題がなく、少人数教育が行われている。それでも、司法

試験合格率が低いというのは、入学する学生の資質に問題があるのではなかろうか。交通至便の地に位置し、緑豊かなキャンパスにも恵まれ、施設も整っているのであるから、優秀な学生を集めることが可能なはずである。2011年度から入試のタイム・スケジュールの改善を図り、出願から最終合格発表までの期間を短縮したが、他校との人材獲得競争に後れを取らないよう、更に改善すべき点がないか、検討を続けるべきであろう。

## 5 その他

本院の学生の支援体制、教員組織、施設・設備・図書館等については、特段の問題はない。学生寮があれば、全国から人材を集めることができようが、東京では無理かも知れない。

## 6 各法科大学院に共通の問題点

(1) 連携法は、「高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められている」と謳っている。日本経済団体連合会の2002年6月7日付け「司法制度改革『法曹養成制度』に関するコメント」も、同様の見解を表明している。これらの要請を前提とすると、本院にもいろいろ問題点があることは否定できない。それは、法科大学院全部に共通する問題であり、政府機関が全国的規模で解決を図る必要のあるものである。

(2) 全国の法学部入学者約38000人、2012年度の法科大学院定員4483人、2011年度の司法試験出願者11891人、同受験者8765人、同合格者2063人で、合格率は23.5%である。しかも、最後の関門である司法修習生考試では、76人(2007年)、113人(2008年)、75人(2009年)が不合格とされている。また、法曹資格取得までに、大学4年、法科大学院2年、司法研修所入所までの待機期間8月、司法修習1年という長い年月を要し、その間に多額の学資を負担しなければならない。司法修習修了時の平均年齢は約30歳である。現代の科挙の観さえある。このように、法曹志望の若者を、長期間、司法試験合格という強いプレッシャーの下に置きながら、連携法が謳うような法曹が生まれるとは思えない。国際性の問題一つをとっても、法曹志望者は、語学の修得どころか、司法試験受験のため二十歳台の数年間、外国語から遠ざかる結果になっている。

(3) 司法試験は、司法試験法の謳う資格試験ではなく、選抜試験(司法研修所入所試験)となっているが、せめて合格者数を政府が公約した約3000人にすべきであろう。一方で、政府は、「法曹養成のための専門職大学院」として法科大学院を設け、その入学定員を4483人としているが、これを約3000人にまで削減すべきである。2011年度の入学者は3620人にまで減少しているとのことであるから、約3000人にまで削減することは夢ではない。また、柳田幸男＝ダニエル・H・フット「ハーバード 卓越の秘密」がいうように、司法修習制度における教育は、その一部は、多数の現役法曹や実務経験者が指導に当たっている法科大学院の教育に取り込み、apprenticeship 訓練部分は、法曹資格取得後の実務訓練に委ねることによって、実務に就く年齢を引き下げることが望まれる。このような環境整備が整ってはじめて、連携法が謳う目的・基本理念に沿った教

育が可能になると考える。

(4) 韓国では、法学専門大学院の入学者を2000人、司法試験合格者を1500人として、司法試験のプレッシャーを少なくした上、各大学院に特性化分野を持たせるとともに、外国語による国際化関係科目を多数設けているという。ただ、Aronson 教授 (Creighton University School of Law) の最近の話によると、韓国の学生も、司法試験科目以外の科目にはあまり力を入れなくなっているとのことであるから、韓国の学者の論文が紹介するようにはバラ色ではないのであろう。それでも、グローバル化対応等の面で、韓国が日本よりはるかに進んでいることは間違いない。日本では、現在、各分野で人材の国際化が急務となっている。しかし、法曹養成制度は、国際化に逆行する形となっているのではないかと危惧される。「法曹の養成に関するフォーラム」における議論の進展に期待したい。

## 外部評価報告書

外部評価委員 佐藤幸治  
京都大学名誉教授

### 1 評価の基礎と総括的所見

#### (1) 評価の基礎

今回の評価は、あらかじめ「法科大学院案内 2012」「2011 年度法科大学院履修要覧・法科大学院シラバス」「2010 年度法科大学院自己評価書」「外部評価報告書（平成 20 年度実施）」の送付を受けて閲覧・検討する機会を得たうえ、2011 年 10 月 24 日に教員・学生との面談、授業参観、施設見学等を行い、それを基礎として行うものである。

#### (2) 総括的所見

本院は、法科大学院にふさわしい理念・目的の下、充実した教育施設環境において、実績のある教授陣が良き法曹養成に向けて懸命な努力を傾けていると認められる。

しかし、結果（ここでは特に新司法試験合格者数・合格率）がそのような懸命な努力に見合っているとはいえない難いところがある。その大きな背景には、法科大学院数が多すぎるといえる状況の中、2010 年頃には新司法試験合格者数 3,000 人という目標（閣議決定）が達成されていないこと、また、司法試験の内容が新しい法曹養成制度に真にふさわしいものとなっているか検討の余地があること、等々の事情がある。そのため、社会人を含めて能力のある多様な人材を法科大学院へという目標も十分な実現をみていない。こうした状態は、特に小規模校に不利に厳しく作用しているかにみえる。

こうした事態にあって、本院は、法科大学院の理念を忠実に守りながら、「起案等指導 1～6」に象徴される様々な工夫をこらして努力し、小規模校として良く健闘していると評価しようが、今後、学生の実態に合わせたさらなる工夫をこらすとともに、本院の特色・長所をより積極的にピールし、良き学生の獲得に努められるよう期待したい。

### 2 個別事項の検討・評価

#### (1) 本法科大学院の理念及び目的

本院の理念・目的は、「自己評価書」によれば、「国民のための司法の担い手となる質の高い優れた法曹を養成すること」、「市民生活の場から国際ビジネスの最前線に至るまで多様な形で生起する法律問題に適切に対処するための優れた人権感覚、国際的な視野、あるいは高度な専門技術的知識を備え、実務をこなす能力を身につけた法曹の養成」にあるとされ、かかる見地から、教育課程において「オールラウンドな力を養うことに力点を置き、「学院案内 2012」によれば、「法曹としての能力をバランスよく育てるオーソドックスなカリキュラム」の提供・履修に意を用いているとされる。

この目的・方針自体に異論をはさむ余地はなく、後にも触れるようにそれを現実化すべく努力されていることがうかがわれる。ただ、1(2)で述べたような法科大学院一般を取り

まく厳しい状況の下で、基本的な法律科目の履修に比重がかかりすぎていないかの印象がないわけではない。例えば、「国際的な視野」をもたせるための具体的方策について、成る程と感得させるものに乏しかった。確かに、「国際的な視野」の養成にかかわるとされる諸科目が設けられ、履修モデルとして示されるいずれ（「企業法分野で活躍の法曹を志望する場合」「一般民事法分野で活躍の法曹を志望する場合」「公法紛争や刑事法分野で活躍の法曹を志望する場合」）にあっても、それに関連する科目があげられているが、それで十分かどうか、また、現実にもどのように履修されているかが気になった（因みに、「学院案内 2012」によると「国際経済法」の履修者は2名であったという）。

こうした問題は本院に限ってのことではなく、法科大学院一般にとっても今後取り組むべき大きな課題というべきものである（なお、この課題とも関連して外国人学生の受け入れの問題がある。本院では、外国人学生はなく、そして他大学でも基本的に同様と思われる）。小規模校としての本院の難しさは理解するが、優れた教授陣を擁する本院がこの将来的課題への取組みにおいて一定の役割を果たされることを期待したい。

人材養成という観点からみた理念・目的の達成状況については、2006年の第1回新司法試験から2010年の第5回試験までの合格者総計は94名で、2011年の第6回試験では18名が合格しており、合わせると112名となる。合格者数、合格率は、74の法科大学院の中で26位前後となっているとみられる（第5回試験では、合格者数19名で25位、合格率20.2%で27位であった）。小規模校として健闘しているとはいえ、この結果は優れた教授陣と充実した教育施設をもつ本院にとって決して満足すべきものではないであろう。

本院は、従来の理念・目的の基本を崩すべきでないとの考えを明確にされているが（「自己評価書」）、法科大学院の中にもすると予備校化に走る傾向があるとも指摘される中で、その姿勢は高く評価されるべきものとする。野坂法務研究科長は、2010年新司法試験合格者との座談会で、修了生の若手弁護士たちがチューターとして手伝ってくれたことに触れつつ、今後もう少し本格的なものにする予定で「ぜひ後輩の指導にも手を貸して」欲しいと訴えておられる（「学院案内 2012」）。後にも触れるように、学生教育指導に一層の工夫を重ねるとともに、このようなチューター制度の活用などを通じてより高い成果をあげられるよう望むものである。

## (2) 教育の内容及び方法

本院のカリキュラムは、法律基本科目としての「起案等指導1・2」及び法律実務基礎科目としての「起案等指導3～6」という本院特有の科目を別とすれば、本院も明言するように「オーソドックス」なものである。開設されている展開・先端科目も、小規模校としては満足すべきものと思われる。そして注目されるのは、「公法演習」「刑事法演習」「民事法総合演習」などのように法学の個別領域を超えたいわゆる「法際的」な発想に基づく授業が用意されていることである。例えば、「公法演習」では、憲法と行政法にかかわる主要な裁判例を素材として、憲法担当の教員と行政法担当の教員と一緒に教壇に立って授業に臨むという。今回の授業参観ではその機会がなかったが、従来の法学部授業風景と比較すれば画期的なものというべく、刺激に満ち受講生にとって裨益するところが大きいと推測さ

れる。

本院の特色は、何といても3年間毎学期連続の必修科目として実施される「起案等指導」である。一見新司法試験対策のようにも思われたが、今回送付を受けた資料を読み、以前戸松教授より送っていただいていた「学習院法務研究」を読み直し、さらに教員・学生との面談を通じて、決してそのようなものではなく、とりわけ書く能力に関する現在の一般的状況を踏まえつつ、速やかに法律家に必要な能力と心構えを身につけさせようとする工夫であると納得した。学生及び教員にとって過重負担となっていないかの危惧もあるが、その点についての配慮もなされているように思われる。学生との面談において、学生たちは異口同音にこの「指導」を評価していた。「自己評価書」によれば、当該科目のアンケートの集計結果は担当教員全員が参照できるとあるが、教員相互の密接な情報交換と協力姿勢が極めて重要と思われる。

本院では、クリニックは開設されていない。また、当初はエクスターンシップも実施されていなかったようである。が、エクスターンシップについては、2009年度、10年度における試験的实施を経て、2011年度から選択・法律実務基礎科目（1単位）として設けられたことは評価される。誰でもとれるのかあるいは一定の成績を収めたものに限られるのか、また、「自己評価書」によれば夏期（8月から9月）に「一週間程度の集中講義として実施」とあるがその具体的内容は何か、は必ずしも明らかでないが、十分な準備と指導の下に実施されるならば、学生が“現場”に触れ「一皮むけて」成長する大きな契機となることは評価者の乏しい経験からも知られるところである。関連して、エクスターンシップの前提として、学生に法曹倫理の履修を求めることが望ましくはないであろうか。

未修者教育については、定員15名で、しかも「起案等指導」ではふたつのクラスに分けて行われ、かつ、基本法入門科目の履修に徹して丁寧な教育が行われていることは、本院ならではの特色である。未修者といってもいわゆる純粋未修者がどのような割合を占め、どのような経歴をもった人たちであるか関心のあるところであるが、他の法科大学院に比べて成果を上げている様子がうかがわれる（「学院案内2012」における2人の未修コース修了生〔新司法試験合格者〕の経歴と声が興味深かった）。

従来の法学部にあつては、授業の内容・方法について担当教員の大幅な裁量的判断に委ねられていたのが実情である。が、高度専門職業人養成の場である法科大学院にあつては、大きく事情は異なる。この点についての理解を教員が共有し、また、研究者教員と実務家教員とが意思疎通を図りつつ教育の実を上げるためには、法科大学院として組織的に不断に改善の努力を重ねる必要がある（FDの重要性）。こうした観点からみると、本院の取組みにはやや物足りなさを感じる。教育方針や方法についての問題点を洗い出し、改善策を検討する、原則として教授会構成員全員が出席する「懇談会」は、年1回程度開催されるという。また、「起案等指導」については、教務委員が授業内容についてのアンケートを実施し情報収集に努めているが、全員が回答しているとは限らず、さらに各教員がアンケートの集計結果を参照する時間を十分にとれないというのが実情のようである（以上「自己評価書」）。



教員の教育指導方法の改善については、学生による授業評価が参考になる。本院では創立以来毎学期毎に試験直前の2週間という期間を設定してアンケートを実施してきたところ、当初は期間中の授業の際に担当教員が評価用紙を配布して行ったが、2008年度以降はweb上での方式に改めたという。そして、個別の授業に関する評価の結果は、担当教員に文書及びグラフとして伝達されるという（以上「自己評価書」）。web上の方式に改めたところ回収率は低下し、紙媒体による方式を復活することになっているといわれるが、教員にとっても学生にとっても余り意味のあるものと扱われていない印象を受ける。受講生である学生のアンケート結果は教員にとって不快感を伴うところがあるが、自分の授業について勇気づけられたり、冷静に受け止めると参考になる面もあることは否定できない。結果に迎合する必要は全くないが、学生の現状を知るうえで有益な手掛りとなる。担当教員自らが用紙を配布し、結果について自分の受け止め方を説明することが必要であり、そして、できればそれぞれのアンケート結果は教員全員に知りうる状態におくことが望ましいのではなかろうか。

最後に、授業参観の印象について一言しておきたい。授業参観は能見教授担当の「民法入門4」と橋本教授担当の「労働法演習」であった。いずれも短時間で確言はできないが、特に前者にあっては未修者の学生に基本を判らせようとする丁寧な授業運びが非常に印象的であった。「外部評価報告書（平成20年度実施）」には、「教員・学生ともに行儀がよすぎ」といった指摘があるが（川端評価委員）、そうした感じもないではなかった。ときには“挑発的な”質問もあってよいのかもしれない。

なお、学生との面談において、個々の授業がその法領域全体の中でどのような位置づけにあるのか判りにくい、予習に追われ咀嚼し身につける時間がない、といった声が聞かれた。最終的には個々の学生の自主的な努力と工夫の問題（例えば、定評のある基本書を読み込む）というほかはないが、FDにおける意見交換や「起案等指導」の担当者相互間の情報交換あるいはチューター制度の充実などを通じて、そうした悩みに応える余地があるのかもしれないと思う。

### (3) 成績評価及び修了認定

「自己評価書」によれば、2010年度においてすべての科目につきシラバスに成績評価の基準と方法が記載され、成績分布で判断する限り（一部の科目を除き）厳格な成績評価が実施されていると判断できる、とあるのは大変喜ばしい。また、修了要件及びその前提としての進級要件につき、2009年度以降の入学者に關し、①法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目をバランス良く修得することを求め、②再試験を認めず、必修科目について1科目でも不可の評価を得た場合やGPAが1.8に満たない場合は進級・修了を認めずに再履修を求める、等々の措置を定めたのは、基本的に高く評価される。ただ、必須科目につき1科目でも不可の評価を得れば再履修をとというのはやや厳格にすぎはしまいか（学生との面談でもそういう声が聞かれた）。

修了者の進路状況についてであるが、新司法試験の合格者数・合格率については既に触れたように、小規模校としては良く健闘し、未修コースが平成18年度入学者は25%、平

成 19 年度入学者は 22.2%とあるのは（20 年度入学者について知りたいところであるが）評価される。2011 年度から未修者 1 年次配当の法律基本科目につき必須科目 2 単位を増加させ（卒業必要単位は 102 単位）、その成果を注目したいと思う。

なお、本院修了者（新司法試験合格者及びそれ以外の者を含む）の就職問題については、それぞれの責任であるというべきであるが（弁護士についていえば、直ちに既存の弁護士事務所に就職することだけが「就職」ではない）、法科大学院のおかれた状況に鑑み、本院が今後の検討課題としているのは理解できるところである。

#### (4) 入学者選抜

法科大学院志望者が全体として減少し（その要因は様々考えられる）、本院志望者も減少傾向にあるが、その中であって本院が未修コースと既修コースともに十分な倍率を確保していることは、本院の実績のある教授陣と法科大学院の理念に即した努力の然らしめるところと考える。

入学者選抜は本来多くの志願者の存在を前提に時間をかけて慎重に行われるのが望ましいが、2011 年度入試からは、まず「書類審査・筆記試験」として統一して行い、その合格者に対して「面接試験」を行うこととし、出願（出願期間 8 月 23 日から 8 月 27 日）から最終合格発表（10 月 7 日）までの期間を従来より大幅に短縮し、また、既修コースを希望しつつも法学の履修状況が不十分なことを自覚して未修コースを選択するものが少なくなことを考慮して、未修コースと既修コースの併願を認めることにしたことなどは、法科大学院のおかれた現状に鑑み、やむをえない現実的な対応であったと理解する。その際、出願書類審査、筆記試験、面接試験のそれぞれをしっかりと行うことが大前提であることはいうまでもない。

未修コースは、元来法学初心者を想定してのもので、法学部を直近に卒業したものが未修コースを志願し、そうした人たちが未修コースの学生として増えることは好ましいことではないが、既に述べたような事情から一法科大学院の努力で解決できる事態でないことは確かであろう。

入学定員は、2010 年に既修コースを 50 名より 35 名に減らし、総計 50 名となった。社会人 3 割程度という目標は全体で見ると達成できていないが、未修コースで見ると概して目標を上回っているのが救いである。語学能力、各種公的資格、職業上の経験などを積極的に評価する方針を貫くとともに、その他考えられうる方策を講じつつ社会人の受け入れを進めるよう期待したい。

#### (5) 学生の支援体制

本院も、2008 年度入学者から、入学試験の成績上位者及び在学生の成績上位者に対する授業料減免制度を導入しているが、良き学生を獲得するうえからも一層その充実に努められるよう期待したい。

#### (6) 教員組織

繰り返し言及してきたように、本院の強みはその充実した教授陣にある。いろいろと困難はあろうが、その維持発展に努められることを望む。

教員の適切な役割分担及び連携体制確保につき、「自己評価書」は一例として公法に触れているが、その積極的な取り組みを多としたい。

良き教育（体制）の維持発展を図るには、何かと多くの負担を荷なう個々の教員が“充電”期間をもつことが極めて重要である。本院には研究休暇制度が設けられているが、建前どおり確実に実施されることを強く望みたい。

2008年度からチューター制度が実施されているが、既に触れたように、本院修了生が増え厚みを増す中、その「一層の活用、指導時期の早期化」を図る（「自己評価書」）ことを期待する。

#### (7) 管理運営

本院は、専門職大学院法務研究科として位置づけられ、独自の教授会が設けられ、そこにおいて選出された研究科長が本院の運営を統括するものとされるが、院としてのガバナンスの良さが十分にうかがわれる。

しかし、最初に触れたように、法科大学院一般を取りまく厳しい状況を思うとき、これに対応しつつ様々な課題を解決していくには、大学全体との連携を密にするうえからも、事務支援体制の整備が求められるのではないかの印象をもった。

#### (8) 施設、設備及び図書館

施設、設備及び図書館については、本院設置以来その整備が進められてきており、現時点において特に指摘すべき事柄は存しない。

## 外部評価報告書

外部評価委員 片山典之  
弁護士（シティニューワ法律事務所）  
東洋大学法科大学院客員教授

本評価を行うにあたっては、本院のシラバス等の資料、2011年10月24日訪問調査時の教員との面談、学生との面談、授業参観、施設見学など、及び「2010年度学習院大学法科大学院自己評価報告書」を基礎とした。

本院は、小規模法科大学院の特徴を活かし、充実した法曹養成教育を行っていると思われる。特に、「起案等指導」は非常にユニークなものであり、法律実務家に欠かせない文書作成能力、法律的思考力、表現力などを向上させる内容の重要な科目として評価される。

以下、「2010年度学習院大学法科大学院自己評価報告書」の項目に沿って、当職が特に気がついた点について意見を述べる。なお、本評価報告書にかかる評価意見は、限られた資料ないし時間の中での意見であり、必ずしも網羅的な評価ではない点、ご留意いただきたい。さらに、本評価報告書の評価意見は、あくまでも当職個人の評価意見であり、当職が所属する団体等の意見とは無関係のものである点、ご留意いただきたい。

### 1 本法科大学院の理念及び目的

本院は、「国民のための司法の担い手となる質の高い優れた法曹を養成すること」、「市民生活の場から国際ビジネスの最前線に至るまで多様な形で生起する法律問題に適切に対処するための優れた人権感覚、国際的な視野、あるいは高度な専門技術的知識を備え、実務をこなす能力を身につけた法曹の養成」をその目的として掲げ、「法的思考力を鍛え、書く力、話す力を身につけるための毎日の地道な学習が法曹としての活躍につながる」との自覚がなされてきた、とのことであり、本院の理念及び目的は評価できる。

「(3) 人材養成という観点からみた理念・目的の達成状況について」では、数字に現れたこれまでの新司法試験の結果は、決して満足すべきものではない、としながらも、質の高い法曹養成という法科大学院の理念・目的に忠実な運営を本院が心がけてきており、この基本を崩すべきではない、としている。これは、新司法試験が、自分の頭で事案を整理し、問題点を発見し、合理的で妥当な解決を導き出し、結論と根拠を的確に表現する能力を身につけているかどうかを試すものであり、このような力を養う教育をすることが合格実績につながる、という考え方が基礎となっているもので、本院の理念や目的とも合致するところであり、評価できる。ただ、やはり、法曹養成のためのプロフェッショナル・スクールである以上、新司法試験の合格実績を上げることにより重きをおいてもよいのではないだろうか。

もちろん、基本を崩してまでもやることではない、との考え方は、間違いではないが、「合格実績というのはあくまでも結果であって、結果は後からついてくる」ということではなく、むしろ、合格実績を上げることにより、優秀な学生をより多く呼び込むことが重要ではなかろうか。このような考え方は、決して、上記の「基本を崩す」ことにはならないと考える。

すなわち、優秀な学生が集まるのが、結局、本院の理念や目的にも資することとなると思われる。自己評価書にも書かれているところだが、本院には開設以来、法曹になる強い決意をもち、努力を惜しまない優秀な学生が数多く入学し、早朝から夜遅くまでひたすら勉学に打ち込む姿をみせることとなったことが、他の学部学生などにもよい刺激を与えている。これは法科大学院の学生同士にも全く同様にあてはまる。司法試験などの受験勉強には、「良き書、良き師、良き友」が大切で、とりわけ「良き友」（勉強仲間）が非常に重要である。同じ法科大学院の中においても、ある自主ゼミからはほとんどの学生が合格している一方で、同じ時期に勉強をしていた他の自主ゼミからはほとんど合格者が出なかった、ということをよく耳にする。優秀な学生同士は、とてもよい刺激を与えあう一方で、そうでない場合には、逆効果となってしまう。

優秀な学生が集まり、合格実績が上がることにつながれば、またさらに優秀な学生が集まり、好循環が生まれる。現役の学生を指導できる先輩も多く確保でき、チューター制度の活用なども可能となるというメリットも重要であろう。受験準備にあたって、先輩の助言を得られることはとても貴重である。

合格実績に拘泥することは、これまでの受験予備校のやってきたことと同じではないか、当初の法科大学院の理念として一般に掲げられていた方向とは逆行するのではないか、との意見もあり得るが、合格実績を上げることに注力するというのは、決して、「受験テクニック」を教えるわけではなく、予備校化ということではない。やや極論かもしれないが、新司法試験に合格できる力をつけさせる教育を行えなければ、法曹養成に特化した法学教育を行うプロフェッショナル・スクールとして意味がない、ということも可能であろう。

もちろん、大きな背景として、当初議論されていた目標の合格者数が達成されず、法科大学院数が多すぎるのではないかと思われる状態となっていること、また、司法試験の内容が新しい法曹養成制度に真にふさわしいものとなっているか検討の余地があること、メディアの影響などもあり、法曹という職業に対する魅力が薄れてしまい、法科大学院志望者の質が低下している等々の事情があり、これらの事情が、特に小規模校に非常に不利に働いているものとも考えられる。

合格実績を上げる、と一言で言っても、簡単なことではないが、熱意のある教員の皆様がそれを目指して取り組み、「起案等指導」などの科目を通じた工夫をすることで、実現可能なものであると考える。

## 2 教育の内容及び方法

「(14) 教員の教育指導方法の改善に対する組織的取り組みについて」によると、教授会とは別に、懇談会を年に一回程度開催し、そこで、当該年度の学生の特徴とそれに対する教育上の工夫の提言などがなされ、改善策を検討する場となっているとのことであり、評価できる。ただ、もう少し頻度が高くても（たとえば、授業開始 3 カ月ごとに、年間で4回程度、など）よいのではないか。特に「起案等指導」などの少人数の授業科目を通じて当該年度の学生の特徴を担当教員は意識的に把握するように努め、場合によっては、個々の学生の到達度、傾向、勉強方法などについても話題にすることで、よりきめ細かい教育、指導ができるのではなかろうか。

「起案等指導」の対象学生を1クラスあたり5~6名程度の少人数でできるだけ行うようにしている点は、小規模ロースクールだからこそ実現できる、きめ細かな指導であり、これをもっと活かさない手はないと思われる。すなわち、学生からのフィードバックを受動的な立場で授業に活かすようにする、ということではなく、この授業科目を通じて、ある程度個別的な学生指導方針を教員チーム側から能動的に提案し、決めていく場として捉え、教員間でそのような方針について認識を共通にしておくことで、より教育の効果が上がるのでは、と考える。

個別の学生に関する情報の交換については、個人情報の管理という側面から慎重であるべきことはもちろんだが、適切な管理方法は工夫することができよう。また、あまり個別の指導という側面を強調しすぎると、それぞれ小学生、中学生の個別指導塾や家庭教師のような様相を呈してしまいうように感じられる面がなくはないが、本院に、より優秀な学生を呼び込めるようになれば、徐々に学生同士の刺激を通じて、よりよい成果を生むような環境にもなると考えられるので、それまでの過渡的なシステムと捉え、このような試みについて検討する価値があるのではないかと考える。

なお、上記の「よりよい成果」というのは、新司法試験における合格実績を念頭においているが、これまでの合否結果と、「起案等指導」を通じて認識していた個々の学生の勉強の進み具合、学業到達度、成績などの状況との相関関係を分析しておくことも必要となろう。教員間の認識と合否結果との間にあまり相関関係が認められなければ、教員間で個別の指導方針を決めたとしても、「よりよい成果」を上げるという観点からは少なくともあまり意味がないものとなるので、上記の相関関係に関する分析をすることが大前提であり、またかかる分析結果は本院として重要な蓄積（トラックレコード）となると思われる。

「(15) シラバスの適切性について」の中の、(c) 改善の方策の中で、「特段の問題も指摘されていないので、この方式を維持すべきである。」とされている部分は、いずれから「特段の問題も指摘されていない」のかがよくわからなかった。認証評価機関を意識していたものであろうか？それとも、学生側からの問題の指摘はなかった、ということであろうか？

また、特に触れられている「起案等指導」のシラバスの記載については、その性質上、どうしても抽象的にならざるを得ない部分もあろうが、もう少し学生（あるいは学生になろうとするもの）に授業内容のイメージが沸くものであってもよいように思う。例えば、どのような内容、どのようなレベルの文書作成ができるようになることが目標なのか、とか、どの科目をやるとか、何人で、どのような雰囲気で行われる、過去に学生から提出された起案のサンプルの抜粋を紹介する、などである。特に学生になろうとする者は、「小規模法科大学院の少人数教育」の良さについて考える機会があまりないように思われることから、本院の少人数教育の象徴としての「起案等指導」の特徴をアピールすることで、勉強熱心で優秀な学生を呼び込むことも可能となるのではないかと考える。

なお、ここで触れるのが適切かどうかかわからないが、「起案等指導」という科目名は、やはり、答案練習会のような受験指導をイメージさせてしまうので、例えば、「リーガルリサーチ&ライティング 初級（１）、（２）」、「同 中級（１）、（２）」、「同 上級（１）、（２）」または、「法文書作成の技術」、「リーガルリサーチ&ドラフティング」「リーガルドラフティング」などとするのはどうだろうか。

「（１６）学生による授業評価について」では、授業評価に関する回収率を向上させるため、紙媒体によるアンケート方式を復活する、とのことだが、学生の評価は授業のあり方について有益であるので、回収率はできるだけ 100%に近くなるように工夫すべきである。この点、紙媒体にするということに加え、他のロースクールで実施されているように、例えば、学期毎の最後の授業時間の終了時、10分ないし 15分をアンケートの実施時間として学生に与え、その場で回収する、という方法もあろう。

訪問調査時では、能見教授担当の「民法入門４」と橋本教授担当の「労働法演習」の２コマであった。授業参観の時間自体は短いものであり、普段の授業を見ていない中で適切な印象かどうかは定かでないが、特に前者にあっては基本的な事項の理解を促すようにとても丁寧にお話をされていたところが、とても印象に残ったが、反面、学生との双方向のやり取りがそれほど見られなかった。学生の側の学習の到達度を考えると、多くの場合、双方向の授業形態に拘り過ぎることで予定されたカリキュラムがこなせないことも少なくないと思われる。しかしながら 学生側に考えてもらう質問を投げかけ、間違ってもよいから、質問に答えようとする姿勢をもって授業に参加してもらい、積極的な発言を促すことで、自らの理解不足を認識してもらうことや頭では理解していても、それを相手にうまく伝達できるように表現することの難しさを感じてもらうことも、法科大学院ならではの実践的な教育という点で意味があるのではないかと思う。

### 3 成績評価及び修了認定

特に学生との面談などを通じて、気がついた点としては、①民法関連の科目がやや少ないのではないかと、②1個でも「不可」がついてしまうと、進級できないというのは、少し厳しすぎるのではないかと、翌年、再履修させて、チャンスを与える、というやり方はできないだろうか、という２点である。

なお、「(2) 学位の授与状況と授与方針・基準並びに高度専門職業人養成機関にふさわしい修了認定について」において、平成 22 年度においては、すべての科目について、シラバスに成績評価の基準と方法が記載されている。成績分布で判断する限り、一部の科目を覗くと、厳格な成績評価が実施されていると判断できる、とされており、評価できる。また、修了要件及びその前提としての進級要件につき、平成 21 年度以降の入学者に関しては、①法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目をバランス良く修得することを求め、②再試験を認めず、必修科目について 1 科目でも不可の評価を得た場合や GPA が 1.8 に満たない場合は、進級・修了を認めずに再履修を求める、などの措置を定めた点も、評価できる。「自己評価書」にもあるとおり、本院においては、修了・進級制度を平成 20 年度入学者から大きく変更したところであり、その成果についての見極めをするとともに、さらに改善が必要か否か引き続き検討すべきであろう。

さらに、個々の科目についてのカリキュラムのあり方については、今後も継続的に検討を行い、カリキュラムをより良いものとするように努めている、とある。これ自体、何の問題もなく、評価できるが、具体的な検討方法については、評価書の中ではあまり述べられていなかったように思う。方策として、どのような「仕組み」があるのか、FD 活動で特に定期的に議論する場が設けられているのか、カリキュラムのあり方を見直す際の基準があるのか、見直す頻度が決まっているのか、学生の意見を参考にするのか、などが明確でなく、今後、そのような「仕組み」についての言及があれば、より高い評価が期待できる。

#### 4 入学者選抜

特に指摘すべき事項はない。現実的な問題として、法科大学院の志願者一般が減少傾向にある。法曹の職業として魅力が失われているのだとすると、一法科大学院で解決できるものはないが、そのような現状にもかかわらず、本院が未修コースと既修コースともに十分な倍率を確保していることは、本院の教授陣と法科大学院の理念に即した努力によるものであり、評価できる。

入学者選抜については、一定数の志願者の存在を前提にある程度の時間をかけて慎重に行われるのが望ましいと思われるが、「自己評価書」によると、2011 年度入試からは、最初の出願書類の審査を「書類審査・筆記試験」として統一して行い、その合格者に対して面接試験を実施し、スケジュールも変更した結果、出願から最終合格発表までが一ヶ月半となり、従前より大幅に期間の短縮を図ったこと、また、本来は法学既修コースを望みつつも法学部における法学の履修状況が不十分であることを自覚して未修コースを選択してきていることを考慮して、未修コースと既修コースの併願を認めることにしたことなどは、法科大学院のおかれた現状を考えると、現実的な対応と思われる。ただ、状況に応じて、見直す機会を持ち、柔軟な対応をすることが望ましい。



## 5 学生の支援体制

特に指摘すべき事項はない。これまでの授業料減免制度を充実させることで、より多くの優秀な学生の獲得を期待できると思われる。

## 6 教員組織

教員の補強、採用などについて訪問調査時に具体的な点をお聞きしなかったが、遅れているようであれば、引き続き注力すべきであろう。また、研究休暇制度を建前どおりに実施すべきであり、そのためには、教員の増員を図ることや、強制的な研究休暇制度の実施なども必要になると考えているとのことであったが、具体的な予定については、訪問調査時にはっきりしなかったので、引き続き、留意すべきかと思われる。

## 7 管理運営

法科大学院一般をとりまく現状が厳しい中で、学生のために充実した学習環境を提供するように整備をすることは、とても大変であると思われるが、本院の場合には、大学全体との協力関係を最大限に利用することでこれに対処していくことが可能ではないかと感じた。特に、本院では、独自の教授会が設けられ、そこにおいて選出された研究科長が中心となって管理運営を統括するものとされるが、法科大学院の組織としてのガバナンスが機能しているように思われる点、評価できる。

## 8 施設、設備及び図書館

2010年8月以降、同年4月に竣工した中央教育研究棟に、法務研究科の主要な施設の移動を行い、新たな教育・学習環境が整えられた点、新設の中央教育棟への移動により、それまで分散して存在してきた法務研究科長室・秘書室、専任教員の個人研究室、会議室、学生の自習室などが同一の建物に集中し、教育・研究活動における交流が効率的に行われ得る環境が整った点、評価できる。

## 9 社会への対応

特段に指摘すべき事項はない。

以上

## 外部評価を受けて

外部評価委員の方々からいただいた貴重なご意見を受けて、改善に努めた点、改善に努めようと歩み出した点を記すことによって、あとがきに代えさせていただきたい。

### A. 外部評価委員会のご指摘に沿った改善が実現できた事項

#### 1. 事務体制の確立

法科大学院がその責務を果たすためにも、大学と連携をとった上で、法科大学院の事務体制を整備すべきであるといったご指摘を受けた。この点については、実は一昨年来実現に努めてきたところであるが、最終的に、専任職員 2 名とアルバイトからなる法科大学院の事務体制を 2012 年 4 月から実現することができた。また、法科大学院専任教員の教育研究活動を支援する副手についても、新規採用 1 名を含む 3 名の枠を確保し、法科大学院研究補助室を整備するところまで至ることができた（なお、法学部共同研究室の副手との事務移管等の経過措置が必要であるため、3 名の副手がそろって法科大学院研究補助室で執務にあたるのは 2013 年 4 月からの予定である）。

#### 2. 成績評価の厳格性

本研究科が透明性を確保した上で厳格に成績評価を進めてきた点については評価していただいた反面、1 科目の不可で再履修とするのは厳しすぎるのではないかというご指摘もいただいた。この点に関しては、一方では、厳格な成績評価の要請を、他方では、学生のモチベーションの維持の必要性を視野に入れて、議論を重ねてきた。2012 年度からは、1 科目のみが不可の場合には GPA が一定水準に達していることを条件に、2 年次から 3 年次への進級を認める改正を決定した。

#### 3. 入学者選抜方法の改善

入試制度に関しては、学生獲得競争に向けて不断の努力をすべきであるというご指摘をいただくことができた。法科大学院入試に関しては、2011 年度の反省として、面接試験の実施を経て 10 月上旬に合格発表をするまでの間に（早期の最終合格発表を行う）他大学において手続を済ませる受験生の例が多数見られた状況を受け、他方で、これまで書類選考を丁寧に進め選抜に関し一定の経験を蓄積できたことから、2012 年 9 月の入試からは面接試験を廃止し、9 月中（12 年度は 9 月 20 日）に最終合格発表ができるように入試制度を変更した。入学試験に関しては、これまでも、入試実施日程の早期化（2010 年）、併願制の導入及び併願に係る受験料の割引制（2011 年）と、毎年のように改革を進めてきたが、今後も自己点検を重ね、時代に適合した入試制度の構築に努力していきたいと考えている。

#### 4. 未修者に対する導入教育の重要性

未修者に対しては、これまでも、合格発表後（11 月下旬）のガイダンスと、入学直前（3 月下旬）のガイダンスを通じて、入学前の学習指導を行ってきた。具体的には、主要科目の教員が参加し、カリキュラムの構成、基本書の読み方、勉強のポイント等を解題するも

のである。その折には、入学時まで学習すべき図書を具体的に指示することも行ってきた。入学までの半年は比較的時間に恵まれ、学生の意欲も高いことから、委員からご指摘いただいたように、この期間を有効に活用することは極めて重要な教育課題であると考えている。泉委員からは裁判所意見学の勧めという具体的なご提案をいただくことができた。この他にも、入学予定者に対して、一定科目について法科大学院の授業参観を認めるという改善案も検討しており、2012年度の実現に向けて取り組んでいるところである。

#### 5. チューター制度の一層の活用

合格実績を高めることや、学生への教育支援の観点からも、チューター制度、特に本研究科の卒業生を中心とした同制度の推進について、ご指摘を受けたところである。本研究科においても、2008年度から、卒業生の協力を受けて、チューター制度を実施してきた。具体的には、弁護士が検討会を実施し、学生の手記の添削や面談を通じて、学習指導に当たる仕組みである。その後、こうした指導は継続して開催され、民法、商法、民事訴訟法、刑事法、行政法について分野ごとにクラスが開講され、各分野3回程度（1回が4時間）を目処として実施されてきた。多数の法科大学院生が参加し、丁寧な文書作成指導が続けられている。

もっとも、その規模や回数に関してはなお改善の余地がある。一つの改善方策として、チューターの増員を現在進めており、2012年度には前期3名、後期6名の態勢に拡充することを決定した。今後も、法曹として活躍する卒業生に広く声をかけ、法務研究所を中心に、チューター制度の一層の拡充を図りたいと考えている。

### B. 改善に向けて歩み出した事項

#### 1. アンケート制度の活用

これまで学生アンケートについてインターネットを通じて行う方式をとったことから、委員からご指摘のように、回収率の低下を招くこととなった。この点を反省して、2011年度からは、紙の媒体によるアンケートへと変更している。今後は、委員のご指摘にもみられたように、授業時間内で確実に実施することや、その結果を教員相互で共有すること、アンケートで出された課題を議論するFDの開催等に取り組むたいと考えている。

#### 2. サバティカル制度の実施

佐藤委員からご指摘いただいたように、個々の教員が充電期間を確実に取得する環境を整備することは、長期的に教育及び研究活動の質を高く維持する上で不可欠である。同制度の実施のために規則等を整備したものの、実際には取得の実績はなお上がっていない。この点に関しては、小規模組織であるが故の気兼ねや内外の各種活動の継続性への配慮などにより、年単位の研究休暇を取得することが円滑に進んでいない状況が認められる。今後は、半年単位の機動的な研究休暇の取得を認めるとか、正規の研究休暇には至らない簡易な研究休暇を柔軟に運用することなど、現実に運用可能な研究休暇制度について議論を重ね、実行に移したいと考えている。

### 3. FDの充実

本研究科のFDに対する取組みについて、やや物足りなさを感じるというご指摘を佐藤委員からいただいた。同様に、片山委員からは懇談会の活用をご提案いただいた。たしかに、FDを通じて意思疎通を図り、教育効果を高める取り組みは、なお改善の余地があると考えている。こうした反省から、2011年度には、教授会に引き続き、個別のテーマ（例えば、授業参加制度のあり方）を設定し、意見交換を行うことを進めてきた。今後は、ご指摘いただいた諸事項、具体的には、起案等指導の充実、個別学生指導を念頭に置いた情報交換、入試制度の見直し、アンケート結果の活用法、チューター制度の拡充、カリキュラムにおける国際性の確保策、事実認定教育の充実などについて、意見交換の場を持っていきたいと考える。

### 4. 基礎的学力の向上に向けた教育方法

2年次以降における教育に関しては、基本法科目、特に民法の履修が進められるようなカリキュラムの整備について片山委員から、事実認定教育の重要性については泉委員から、それぞれ貴重なご指摘を受けることができた。これらの課題については、引き続き、FDを活用して改善の方策を探っていきたい。また、法科大学院では判例を教材とすることにより、学生が具体的イメージを持って勉強することができる機会の設定を重視してきたが、こうした教育方法が、場合によっては、学生に断片的な知識の集積をもたらす危険性についても併せてご指摘いただいた。この点に配慮して、体系的な知識、当該科目の基本構造・基本的な考え方といった幹の部分に正確に伝える重要性を絶えず意識して教育に当たることに努めたいと考える。

### 5. 起案等指導の充実を中核とした合格実績向上の取り組み

本研究科のカリキュラムに関しては、起案等指導について、文書作成能力を高め、法律的思考を深める上での独自の取組みであると高い評価をいただくことができた。併せて、起案等指導については、一層の充実・発展を図り、対外的にも宣伝すべきであるというご指摘もいただいたところである。改善への取り組みとして、少人数制を維持し、クラス数を確保する目的で、2012年度では、起案等指導を担当する教員1名を非常勤講師として補充し、開講クラス数の増加（前期、後期各1クラス増加）を決定した。

今後の課題は、起案等指導という少人数教育の場を本研究科の教育活動の中でいかに位置づけ、教育の活性化に結びつけるかという点にあると認識している。学生の学習到達度の管理、教員の意見交換の場として活用するという方策や、起案等指導のシラバスについて記載を具体化し、それを通じて具体的なイメージを教員・学生で共有していくことなどを今後検討していきたいと考えている。

法科大学院教育に造詣の深い外部評価委員の方々には、今回の評価に当たり、多くの貴重な時間を費やしていただき、具体的な内容に富んだ評価報告書をまとめていただいた。本研究科の教育活動に対し親身になって改善提案を寄せてくださったことには、深く感謝

している。いただいたご意見は、共感する部分が極めて多いものばかりである。日頃感じていても、なお踏み出せずにいた多くの点について、背中を押していただいたという感謝の思いが強い。FD等を通じて、いただいたご意見を大切にしながら、率直で内実のある対話を通じて、法科大学院教育の質的向上を引き続き図っていく所存である。お忙しい中、貴重なご意見、刺激を与えてくださった委員の方々にこの場を借りて、重ねて厚くお礼申し上げます次第である。

法務研究科運営委員会